

6 環気環第 182 号
令和 6 年 7 月 25 日

東京都商店街振興組合連合会
専務理事 浦崎 秀行 様

東京都環境局気候変動対策部都市づくり課長
(公 印 省 略)

熱中症対策に係る周知へのご協力について（依頼）

7 月に入り、東京都心で 35 度を超える猛暑日が何度も記録されており、熱中症警戒アラートも連日発表されています。また、7 月 8 日には、府中にて 39.2 度になるなど、観測史上最高の暑さを記録しました。

梅雨明けに伴い、今後、例年以上の猛暑が継続すると見込まれ、熱中症による健康被害がさらに拡大するおそれがあります。東京都では、「今年の夏は沸とう京・“熱中症” から命を守る行動を！」をキーワードに、熱中症対策の呼びかけを行っております。

つきましては、下記のとおり、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定拡大や熱中症対策に係る周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 クーリングシェルターの指定拡大について

(1) 依頼事項

令和 6 年 4 月に施行された改正気候変動適応法では、今後起こり得る極端な高温も見据え、熱中症の発生の予防を強化する仕組みが創設されました。これに伴い、区市町村長は冷房設備を有する施設等をクーリングシェルターとして指定できるようになりました。

すでに、クールシェアスポットとして登録されている民間施設等もごさいますが、クーリングシェルターの指定に向けて、ご協力をいただきますようお願いいたします。

(2) クーリングシェルターの指定要件

指定要件は以下のとおりです。

- ・ 適当な冷房設備を有すること

- ・ 住民その他の者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

なお、指定に当たっては区市町村と協定を締結することが必要となります。手続き等詳細は東京都環境局にご相談ください。

2 熱中症対策に係る周知について

(1) 依頼事項

貴連合会に所属する商店街等へご来場されるお客様に対し、熱中症対策に関する以下のご案内をお願いいたします。

(2) 周知事項

ア 都の熱中症対策に係るチラシ・ポスターの配布・掲示

東京都熱中症対策ポータルサイト「広報ツール」をご活用ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/heat_island/heatstroke

イ 熱中症対策を呼びかけるロゴである「今年の夏は沸とう京」の活用

※活用に当たっては、別紙「沸とう京ロゴガイドライン」を御参照ください。

(3) 案内期間

令和6年9月30日まで

【お問い合わせ先】

環境局気候変動対策部環境都市づくり課

新井 TEL：03-5388-3666